

## 本巢市公示第7号

本巢市新庁舎広告付窓口番号案内システム設置事業について、公募型プロポーザルを実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和6年2月9日

本巢市長 藤原 勉

### プロポーザルに付する事項

#### 1 業務概要

- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| (1) 業務名  | 本巢市新庁舎広告付窓口番号案内システム設置事業        |
| (2) 業務内容 | 本巢市新庁舎広告付窓口番号案内システム設置事業仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 運用開始日から5年間                     |

#### 2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、必要に応じて本市から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 本公告日において、本巢市契約規則（平成16年本巢市規則第42号）第21条第2項に基づいて調製した本巢市競争入札参加資格者名簿の物品・役務等に登録されていること。ただし、登録を受けていない者であっても、参加表明書と併せて、本巢市（物品・役務等）入札参加資格審査申請書を提出し資格を有すると認められる者は参加できるものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 本公告日から契約締結までの間において、本巢市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年本巢市訓令甲第19号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 本巢市暴力団排除条例（平成24年本巢市条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 過去5年以内に、国又は地方公共団体へ本業務と同種の案内システムを設置した実績があること。
- (8) 自ら広告主の募集並びに放映する広告映像及び行政情報を制作することができる広告事業者であること。

#### 3 手続き等

- (1) 本巢市新庁舎広告付窓口番号案内システム設置事業公募型プロポーザル実施要領（以下「実施容量という。」）等の配布
  - ①配布場所  
実施要領、仕様書及び各種様式等は、本巢市ホームページにおいて公表するので、適宜ダウンロードすること。（<https://www.city.motosu.lg.jp/>）
- (2) 参加表明書等の提出

提出先 担当部署  
提出方法 持参又は郵送による。  
(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着すること)  
提出期限 令和6年2月22日(木) 16時まで

(3) 企画提案書等の提出

提出先 担当部署  
提出方法 持参又は郵送による。  
(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着すること)  
提出期限 令和6年2月29日(木) 16時まで

4 担当部署

本巢市総務部総務課庁舎整備推進室

住 所：〒501-1292

本巢市文殊324番地

電 話：0581-34-5021 (直通)

FAX：0581-34-5034

メール：soumu@city.motosu.lg.jp

5 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (5) その他詳細については、実施要領等によるものとする。